

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3753956

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	ASSIGNMENT	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	SHINYA ONO	07/23/2014
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	PANASONIC CORPORATION	
Street Address:	1006, OAZA KADOMA, KADOMA-SHI	
City:	OSAKA	
State/Country:	JAPAN	
Postal Code:	5718501	
PROPERTY NUMBERS Total: 1		
Property Type	Number	
Application Number:	14914121	
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(703)716-1180	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	703-716-1191	
Email:	gbpatent@gbpatent.com	
Correspondent Name:	GREENBLUM & BERNSTEIN, P.L.C.	
Address Line 1:	1950 ROLAND CLARKE PLACE	
Address Line 4:	RESTON, VIRGINIA 20191	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	P49371	
NAME OF SUBMITTER:	WILLIAM E. LYDDANE	
SIGNATURE:	/William E. Lyddane/	
DATE SIGNED:	02/24/2016	
Total Attachments: 6 source=P49371_assign1#page1.tif source=P49371_assign1#page2.tif source=P49371_assign1#page3.tif source=P49371_assign1#page4.tif source=P49371_assign1#page5.tif source=P49371_assign1#page6.tif		

IN THE UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

Inventors : Hitoshi TSUGE et al. Group Art Unit : Not yet assigned
Appl. No. : Not yet assigned Examiner : Not yet assigned
(National Phase of PCT/JP2014/004371)
I. A. Filed : August 26, 2014 Confirmation No: Not yet assigned
For : DRIVE METHOD AND DISPLAY DEVICE

COVER LETTER REGARDING ASSIGNMENT

Commissioner for Patents
U.S. Patent and Trademark Office
Customer Service Window, Mail Stop _____
Randolph Building
401 Dulany Street
Alexandria, VA 22314

Sir:

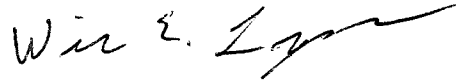
Applicant is submitting herewith a copy of the Japanese electronic assignment document from the third listed inventor, Shinya ONO, to Panasonic Corporation, along with a copy of the Japanese electronic assignment document from Shinya ONO to Panasonic Corporation with accurate partial English translations of the pertinent portions. Also submitted herewith is a copy of the Japanese Consent of Succession from Panasonic Corporation to JOLED INC., with an accurate partial English translation of the pertinent portions.

Assignments from the first and second listed inventors, Hitoshi TSUGE and Kouhei EBISUNO to JOLED INC. are also being submitted herewith.

Should the Examiner have any questions, the Examiner is invited to contact the undersigned at the below-listed telephone number.

The undersigned hereby authorizes the U.S. Patent and Trademark Office to charge any fees necessary for recording the assignment to Deposit Account No.19-0089.

Respectfully submitted,
Hitoshi TSUGE et al.



William E. Lyddane
Reg. No. 41,568

Bruce H. Bernstein
Reg. No. 29027

February 12, 2016
GREENBLUM & BERNSTEIN, P.L.C.
1950 Roland Clarke Place
Reston, VA 20191
(703) 716-1191

(本譲渡証 (PDF) は、i-proの譲渡画面での譲渡結果を示すものです。必ずご確認ください。なお、本譲渡証 (PDF) は、i-pro原簿および包袋に自動的に保存されます。)

譲渡証 (1 / 2)

発明の名称 (和文) 駆動方法および表示装置
依頼籍知財単位 21500A07: O L E D事業推進室
管理番号 P671149

発明者

氏名 (和文)	所属会社
氏名 (英文)	
柘植 仁志	パナソニック株式会社
Hitoshi Tsuge	
戎野 浩平	パナソニック株式会社
Kouhei Ebisuno	
小野 晋也	パナソニック株式会社
Shinya Ono	

上記の発明・考案または意匠に関して、全世界で特許を受ける権利あるいは実用新案または意匠の登録を受ける権利を自己の所属会社に譲渡いたします。

確認事項

上記の発明・考案または意匠を自己の所属会社に譲渡するに際し、下記の内容の確認を終了しております。

- 自己の職務に関して発明、考案または意匠の創作 (以下、発明等という) をなした役員または従業員 (以下、発明者等という) は、当該発明等について、国内ならびに外国において特許もしくは登録を受ける権利を自己の所属会社に譲渡いただく (全社規程・知的財産基本規程第15条・知的財産業務規程第26条) こととなっています。なお、法律 (特許法等) 上も役員または従業員がなした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにより、使用者等に特許を受ける権利を継承させることができることになっています。
- 国内外出願の要否、出願に代えて行なう技術内容の公開または社内秘匿登録の要否、出願の形式や内容の追加・修正、出願審査請求の要否、拒絶理由・拒絶査定に対する応答、特許権等の維持・放棄等、会社が譲渡を受けた発明等に関わる一切の処分を会社が決定することになっています。
- 発明者等とは、当該発明等を完成するために個別具体的に寄与した者であり、一般的な知識の助言者や、管理監督を行う立場にいる者として、部下の業務に対して一般的管理を行ったにすぎない者は発明者等には含まれません。したがって、譲渡証には真の発明者等のみを記載して下さい。なお、真の発明者等以外を発明者等として記載すると、国によっては特許が無効となります。
- 法的公開 (特許法の場合は、原則として出願から1年6ヶ月) 前の出願関連情報は、情報セキュリティに関する規程に定める機密区分 (「秘」) 扱いとなりますので、取扱いには細心の注意を払って下さい。
- 発明者等の皆様には、出願、審査請求、中間処理手続その他権利の取得および維持に必要な手続きに関してご協力いただくことが重要です。また、発明者等が複数の場合、特定の発明者等1名 (願書に記載の筆頭発明者等を原則とし、知財部門や発明者等間で決定することもあります) が全発明者等を代表して当該手続きに協力していただくこともあります。
- 会社に譲渡された発明等については、出願されたとき、登録されたとき、および登録された権利の活用により事業経営に対して一定の貢献が認められた場合、会社は所定の規程に基づき報奨金を支給いたします。また、技術ノウハウにかかる発明について、社内秘匿登録をしたとき、および当該技術ノウハウにかかる発明の活用により事業経営に対して一定の貢献が認められた場合も、同様に報奨金を支給いたします。
- 退職した後も原則として報奨金を支給いたしますので、退職後に住所の変更、取引銀行の口座の変更が生じた場合は、速やかに本社知財部門にご連絡願います。この連絡がない場合は、報奨金の支給は致しません。なお、ご連絡頂いた住所、銀行口座等の個人情報については、権利の取得、維持に必要な手続きの為および報奨金支給の目的のみの利用となります。
- 設定された寄与度は、発明等が登録された時に見直しを行って下さい。発明者等全員の同意に基づき寄与度を変更する場合は、速やかに事業場の知財部門にご連絡願います (寄与度変更届の提出)。
- 報奨金について特許法第35条第4項に規定の会社との協議を終了していない場合は、事業場の知財部門にご連絡下さい。
- 発明等が共有に係るときは、各共有者がその持分を譲渡する際に、他の共有者の同意が必要です。本画面上で発明等の譲渡手続を行うことにより、発明者等が複数の場合、他の発明者等がその持分を当該発明者の所属会社に譲渡することに同意することになります。

上記内容にご質問やご不明な点等がある場合は、事業場の知財部門または本社知財部門までご連絡、ご相談下さい。

(本譲渡証(PDF)は、i-p-r-oの譲渡画面での譲渡結果を示すものです。必ずご確認ください。なお、本譲渡証(PDF)は、i-p-r-o原簿および包袋に自動的に保存されます。)

譲渡証 (2 / 2)

発明の名称(和文) 駆動方法および表示装置
依頼籍知財単位 21500A07:OLE D事業推進室
管理番号 P671149

氏名	所属会社	電子署名	譲渡日
小野 晋也 Shinya Ono	パナソニック株式会社	/小野 晋也/	2014/07/23

(本譲渡証 (PDF) は、i-proの譲渡画面での譲渡結果を示すものです。必ずご確認ください。なお、本譲渡証 (PDF) は、i-pro原簿および包袋に自動的に保存されます。)

Assignment

譲渡証 (1 / 2)

発明の名称 (和文)

駆動方法および表示装置

← Title of invention

依頼籍知財単位

21500A07:OLE D事業推進室

管理番号

P671149

← Panasonic's reference No.

発明者

氏名 (和文)	所属会社
氏名 (英文)	
柘植 仁志	パナソニック株式会社
Hitoshi Tsuge	
戎野 浩平	パナソニック株式会社
Kouhei Ebisuno	
小野 晋也	パナソニック株式会社
Shinya Ono	

上記の発明・考案または意匠に関して、全世界で特許を受ける権利あるいは実用新案または意匠の登録を受ける権利を自己の所属会社に譲渡いたします。

確認事項

上記の発明・考案または意匠を自己の所属会社に譲渡するに際し、下記の内容の確認を終了しております。

1. 自己の職務に関して発明、考案または意匠の創作 (以下、発明等という) をなした役員または従業員 (以下、発明者等という) は、当該発明等について、国内ならびに外国において特許もしくは登録を受ける権利を自己の所属会社に譲渡いただく (全社規程・知的財産基本規程第15条・知的財産業務規程第26条) こととなっています。なお、法律 (特許法等) 上も役員または従業員がなした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにより、使用者等に特許を受ける権利を継承させることができることになっています。
2. 国内外出願の要否、出願に代えて行なう技術内容の公開または社内秘匿登録の要否、出願の形式や内容の追加・修正、出願審査請求の要否、拒絶理由・拒絶査定に対する応答、特許権等の維持・放棄等、会社が譲渡を受けた発明等に関わる一切の処分を会社が決定することになっています。
3. 発明者等とは、当該発明等を完成するために個別具体的に寄与した者であり、一般的な知識の助言者や、管理監督を行う立場にいる者として、部下の業務に対して一般的管理を行ったにすぎない者は発明者等には含まれません。したがって、譲渡証には真の発明者等のみを記載して下さい。なお、真の発明者等以外を発明者等として記載すると、国によっては特許が無効となります。
4. 法的公開 (特許法の場合は、原則として出願から1年6ヶ月) 前の出願関連情報は、情報セキュリティに関する規程に定める機密区分 (「秘」) 扱いとなりますので、取扱いには細心の注意を払って下さい。
5. 発明者等の皆様には、出願、審査請求、中間処理手続その他権利の取得および維持に必要な手続きに関してご協力していただくことが重要です。また、発明者等が複数の場合、特定の発明者等1名 (願書に記載の筆頭発明者等を原則とし、知財部門や発明者等間で決定することもあります) が全発明者等を代表して当該手続きに協力していただくこともあります。
6. 会社に譲渡された発明等については、出願されたとき、登録されたとき、および登録された権利の活用により事業経営に対して一定の貢献が認められた場合、会社は所定の規程に基づき報奨金を支給いたします。また、技術ノウハウにかかる発明について、社内秘匿登録をしたとき、および当該技術ノウハウにかかる発明の活用により事業経営に対して一定の貢献が認められた場合も、同様に報奨金を支給いたします。
7. 退職した後も原則として報奨金を支給いたしますので、退職後に住所の変更、取引銀行の口座の変更が生じた場合は、速やかに本社知財部門にご連絡願います。この連絡がない場合は、報奨金の支給は致しません。なお、ご連絡頂いた住所、銀行口座等の個人情報については、権利の取得、維持に必要な手続きの目的のみ利用となります。
8. 設定された寄与度は、発明等が登録された時に見直しを行って下さい。発明者等全員の同意に基づき寄与度を変更する場合は、速やかに事業場の知財部門にご連絡願います (寄与度変更届の提出)。
9. 報奨金について特許法第35条第4項に規定の会社との協議を終了していない場合は、事業場の知財部門にご連絡下さい。
10. 発明等が共有に係るときは、各共有者がその持分を譲渡する際に、他の共有者の同意が必要です。本画面上で発明等の譲渡手続を行うことにより、発明者等が複数の場合、他の発明者等がその持分を当該発明者等の所属会社に譲渡することに同意することになります。

上記内容にご質問やご不明な点等がある場合は、事業場の知財部門または本社知財部門までご連絡、ご相談下さい。

(本譲渡証(PDF)は、i-proの譲渡画面での譲渡結果を示すものです。必ずご確認ください。なお、本譲渡証(PDF)は、i-pro原簿および包袋に自動的に保存されます。)

譲渡証 (2 / 2)

発明の名称(和文) 駆動方法および表示装置
依頼籍知財単位 21500A07:OLE D事業推進室
管理番号 P671149

氏名	所属会社	電子署名	譲渡日
小野 晋也	パナソニック株式会社	Electronic signature /小野 晋也/	Date of assignment 2014/07/23
Shinya Ono	Panasonic Corporation		